

○許可証の再交付

(第5条第4項)

改正 平成26年3月20日 平成28年6月23日

平成29年3月22日 令和3年3月26日

審査基準

令和3年3月26日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風俗営業等適正化法)
根拠条項	第5条第4項
処分の概要	許可証の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風俗営業等適正化法施行規則第1条(許可証再交付申請書の提出)、第12条(許可証の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長
備考	